

(5) 非常勤職員報酬の支給誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																										
箕面高等学校	<p>非常勤職員の勤務実績入力の際に、下記のとおり誤りがあった。 金額単位（円）</p> <table border="1" data-bbox="566 478 1412 747"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務月</th> <th>勤務実績 (時間)</th> <th>時間単価</th> <th>支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成28年9月</td> <td>誤</td> <td>105</td> <td>1,050</td> <td>110,250</td> <td rowspan="2">△6,300</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>111</td> <td>1,050</td> <td>116,550</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成28年11月</td> <td>誤</td> <td>78</td> <td>1,050</td> <td>81,900</td> <td rowspan="2">5,250</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>73</td> <td>1,050</td> <td>76,650</td> </tr> </tbody> </table>	勤務月		勤務実績 (時間)	時間単価	支給額	過払額	平成28年9月	誤	105	1,050	110,250	△6,300	正	111	1,050	116,550	平成28年11月	誤	78	1,050	81,900	5,250	正	73	1,050	76,650	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、非常勤職員の報酬等の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例】</b> (支給方法) 第4条 報酬の支給方法は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める方法による。 一 日額又は時間額による報酬（中略）月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月10日までに支給する。（以下略）</p> </div>	<p>勤務実績を確認し、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 今後は、非常勤職員の報酬等の支給事務について適正な事務処理を行う。</p>
勤務月		勤務実績 (時間)	時間単価	支給額	過払額																								
平成28年9月	誤	105	1,050	110,250	△6,300																								
	正	111	1,050	116,550																									
平成28年11月	誤	78	1,050	81,900	5,250																								
	正	73	1,050	76,650																									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月23日）